

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第57号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり、現在実施している市長、副市長及び常勤の監査委員の給与の額の特例措置の期間を延長することとしました。

- 1 給料及び地域手当の額の減額措置を講じる期間を次のとおり延長します。

改正前	改正後
平成32年3月31日まで	令和3年3月31日まで

- 2 期末手当の額の減額措置を講じる期間を次のとおり延長します。

改正前	改正後
平成31年12月までの間に支給するもの	令和2年12月までの間に支給するもの

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 57号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第3条中「平成31年12月」を「令和2年12月」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)